

商標権	判決年月日	平成31年3月26日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	平成29年(行ケ)第10204号		
○ 「SHI-SA」等の文字と動物の図形からなる商標について、商標法4条1項11号、15号、7号の各号に規定する商標には当たらないとした事例。				

(事件類型) 審決取消 (結論) 請求棄却

(関連条文) 商標法4条1項11号、15号、7号

(関連する権利番号等) 商標登録第5392941号、同第3324304号

判 決 要 旨

- 1 被告は、次の商標（商標登録第5392941号、本件商標）の商標権者である。
原告は、本件商標の登録無効審判（無効2016-890012号）を請求し、特許庁は、不成立審決をした。



- 2 本件商標と次の商標（商標登録第3324304号、引用商標）とは、「SHI-SA」又は「PUMA」の文字と動物図形との組合せによる全体的な形状が共通しているものの、両商標において最も大きな構成部分である「SHI-SA」又は「PUMA」の文字部分の文字数、使用されている文字、ハイフンの有無が異なることや、上記文字部分の下にわたる文字部分の有無が異なること等からすると、両商標の外観は、その違いが明瞭に見て取れるのであって、相紛れるおそれはないものである。



本件商標からは、沖縄の伝統的な獅子像である「シーサー」の観念が生じ、引用商標からは、ネコ科のほ乳類である「ピューマ」又は「PUMA」ブランドの観念が生じる。

また、本件商標からは、「シーサオキナワンオリジナルガーディアンシシドッグ」、
「シ・サオキナワンオリジナルガーディアンシシドッグ」、
「シサオキナワンオリジナルガーディアンシシドッグ」等並びに「シーサー」又は「シーサ」の称呼が生じ、引用
商標からは、「ピューマ」又は「プーマ」の称呼が生じる。

以上のとおり、本件商標と引用商標とは、外観においても、観念や称呼においても異
なるものであり、本件商標及び引用商標が同一又は類似の商品に使用されたとしても、
商品の出所につき誤認混同が生ずるおそれがあるとはいえないから、本件商標は引用商
標に類似するものではない。

したがって、本件商標が商標法4条1項11号に該当すると認めることはできない。

3 本件商標が引用商標に類似する商標であるということとはできないことは、前記のと
おりであり、前記と同様の理由で、本件商標が「他人の業務に係る商品と混同を生ずるお
それがある商標」であるということとはできないから、本件商標が商標法4条1項15号
に該当すると認めることはできない。

4 商標法4条1項各号は、商標登録を受けることができない商標として、相当数の類型
を規定しているのであって、同項7号において、「公の秩序又は善良の風俗を害するお
それがある商標」がその一類型として規定されているのは、他の号に当てはまらなくと
もなお商標登録を受けることができないとすべき商標が存在し得ることを前提に、一般
条項をもって、そのような商標の商標登録を認めないこととしたものであると解される
から、同号の適用は、その商標の登録を社会が許容すべきではないといえるだけの反社
会性が認められる場合に限られるべきである。

前記のとおり、本件商標と引用商標とは、外観においても観念や称呼においても異な
るものであり、本件商標及び引用商標が同一又は類似の商品に使用されたとしても、商
品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるとはいえないのであるから、本件商標が、
引用商標の顧客吸引力にただ乗りし、その出所表示機能を希釈化させ、又はその名声を
毀損させるおそれがあるとか、そのような目的をもって出願されたということとはできな
い。したがって、本件商標の登録が商道德に反するとか、我が国の国際的な信頼を損な
うということもできない。

よって、本件商標について、その商標の登録を社会的に許容すべきでないといえるだ
けの反社会性があるとは認められないから、商標法4条1項7号に該当すると認めるこ
とはできない。

5 以上によると、本件商標の登録は法4条1項11号、15号又は7号に違反しない。
そうすると、審決の結論に誤りは認められず、原告の本訴請求は理由がない。